

ジュニア会員規則

(目的)

第 1 条 この規則は、寄附行為第 29 条に基づき、会員規程第 1 条第 4 項に掲げるジュニア会員について定める。

(会員資格)

第 2 条 ジュニア会員は、年齢満 6 歳より満 18 歳迄の男女とする。

2. 会員資格は、この法人に送付された入会申込書が受理された時点で、会員資格が与えられ、年会費が納入される限り退会する日までとする。

(ジュニア会員制度の目的)

第 3 条 ゴルフ未経験者を含め、ジュニアを対象とした会員制度により、スポーツとしてのゴルフを通じ、ルールとエチケットを学ぶことにより、健全な人格形成と健康な身体づくりを目標としたゴルファーの育成・教育・指導を図ることをもって目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 指導及び練習
- (2) ゴルフ場におけるラウンドレッスンの実施
- (3) 講習会(ルール・エチケット等)
- (4) 地区ジュニアスクール
- (5) 地区ジュニア選手権競技 日本ジュニア選手権競技
- (6) 海外ジュニア競技への派遣
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(指導員)

第 5 条 前条の事業を達成するため、この法人の指名した者及び(社)日本プロゴルフ協会、(社)日本女子プロゴルフ協会が認定するプロゴルファーが指導員として指導する。

(運営及び管理)

第 6 条 運営及び管理は、委員会規則に定めるジュニア育成委員会が行う。

(入会申込手続)

第 7 条 会員の申込みは、その親権者(父、母)又はその他の法定代理人が行う。

2. 前項の申込みは募集要項に定めた手続により、入会金、当該年会費を添えて、各地区連盟を経て行う。

3. 入会を拒否された場合には、前項の納付金は返還する。

(入会金及び年会費)

第 8 条 会員の入会金は 1,000 円、年会費は 1,000 円とする。

(会員に対する待遇、特典)

第 9 条 会員として承認されると次のものを交付する。

- (1) 会員証、バックタグ、会員バッヂ
- (2) 規則書(ルールブック)
- (3) 教本
- (4) ジュニアニュース
- (5) ジュニアゴルファー保険のご案内

2.年齢を超えジュニア会員資格を喪失した場合には個人会員になることができる。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (2) 除名されたとき

(懲 罰)

第 11 条 会員が次の各号の一に至ったときは、委員長は委員会に諮り、その処置を決定する。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反するおそれがあるとき、又は、違反する行為があったとき。
- (2) ジュニア会員として公序良俗に反したとき

(会 計)

第 12 条 ジュニア育成事業の会計は、特別会計とする。

(この規則の変更)

第 13 条 この規則の改正は、理事会の承認を得なければならない。

(補 則)

第 14 条 この規則の定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、別に定める。

附 則

1. 昭和 63 年 10 月 1 日制定施行
2. 平成 元年 10 月 31 日一部改正
3. 平成 2 年 10 月 15 日一部改正
4. 平成 6 年 12 月 7 日一部改正
5. 平成 17 年 7 月 12 日一部改正
6. 平成 17 年 12 月 16 日一部改正